

双葉町生活支援・介護予防事業実施要綱の一部を改正する要綱  
をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 1 日

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町要綱第 2 4 号

双葉町生活支援・介護予防事業実施要綱の一部を  
改正する要綱

双葉町生活支援・介護予防事業実施要綱（令和 5 年双葉町要綱  
第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 4 号中「浪江町、大熊町、富岡町」を「南相馬  
市、浪江町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。